

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 12 月 2 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1600407 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1600193 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 12 月 17 日の標準賞与額を 47 万 3,000 円、平成 16 年 7 月 20 日の標準賞与額を 28 万 1,000 円、同年 12 月 22 日及び平成 17 年 7 月 21 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 17 日、平成 16 年 7 月 20 日、同年 12 月 22 日及び平成 17 年 7 月 21 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 12 月 17 日、平成 16 年 7 月 20 日、同年 12 月 22 日及び平成 17 年 7 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 12 月
② 平成 16 年 7 月
③ 平成 16 年 12 月
④ 平成 17 年 7 月
⑤ 平成 18 年 7 月
⑥ 平成 18 年 12 月
⑦ 平成 19 年 7 月
⑧ 平成 19 年 12 月

年金事務所からのお知らせにより、A 社在職中に支払われた請求期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、調査の上、保険給付の対象となるよう年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①から④までについて、A 社から提出された請求者に係る平成 15 年分から平成 17

年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿、請求者から提出された平成16年12月及び平成17年7月の賞与振込記録が確認できる預金通帳の写し、B市から提出された請求者に係る平成17年分の給与支払報告書により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿において確認できる賞与額及び推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は47万3,000円、請求期間②は28万1,000円、請求期間③及び請求期間④は10万円とすることが必要である。

さらに、請求期間①から④までに係る賞与の支給日については、上記所得税源泉徴収簿及び預金通帳の写しにおける振込記録から、請求期間①は平成15年12月17日、請求期間②は平成16年7月20日、請求期間③は平成16年12月22日、請求期間④は平成17年7月21日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月17日、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年12月17日、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑤から⑧までについて、A社から提出された請求者に係る平成18年分及び平成19年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿の「賞与等」欄に、賞与の金額及び社会保険料等の控除額の記載はなく、同社の社会保険事務担当者は、当該請求期間において、請求者に対し賞与を支給していないため厚生年金保険料を控除していない旨陳述している。

また、B市から提出された平成18年分の給与支払報告書及びC市から提出された平成19年分の給与支払報告書に記載されている「支払金額」及び「社会保険料等の金額」は、上記所得税源泉徴収簿に記載されている各年の給与の支給合計額及び社会保険料控除額とそれぞれ一致していることから、請求期間⑤から⑧までに係る賞与の支給について確認できない。

このほか、請求者の請求期間⑤から⑧までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑤から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600540号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600192号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年3月

年金事務所からのお知らせにより、A社における平成16年12月及び平成17年3月に係る厚生年金保険の標準賞与額が記録されていないことが分かった。その後、平成16年12月の賞与については、年金事務所において年金記録の訂正が行われた旨通知を受けたが、平成17年3月の賞与についても、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者に対し平成17年3月21日に賞与を現金により支給した旨回答しているところ、同法人は、その事実について確認できる賃金台帳や源泉徴収簿などの資料を保管しておらず、また、請求者自身も賞与明細書等を所持していない旨回答していることから、請求者の請求期間における賞与支給額、厚生年金保険料控除額及び当該賞与の支払年月日を確認することができない。

また、B市に対して、A社が同市に提出した請求者に係る平成17年分給与支払報告書等の税務関係資料について照会を行ったが、同市では、当該資料を保管していない旨回答しており、請求者の請求期間における賞与について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。